

## 指定介護予防支援事業所の指定更新について

### 1 対象事業所

令和6年3月31日で指定有効期間が満了になる以下5か所の事業所について、根拠法令等に基づき指定更新手続きを行う。

事業所名	法人名
菊かおる園	社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
アトリエ村	
ふくろうの杜	社会福祉法人敬心福祉会
豊島区医師会	公益社団法人豊島区医師会
いけよんの郷	社会福祉法人フロンティア

※ 中央、東部、西部は、令和8年3月31日までが指定有効期間のため、今回は手続き不要

### 2 更新の流れ（予定）

令和6年1月16日（火）… 提出依頼通知（※送付済み）  
 ～2月 9日（金）… 申請書提出〆切  
 ～3月 1日（金）… 書類チェック（修正対応含む）  
 3月 4日（月）… 更新通知送付

《参考》根拠法令等

#### 介護保険法

（指定の更新）

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（準用）

第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（介護予防サービス計画費の支給）

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

豊島区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(指定の更新の届出)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、別記第4号様式による指定更新申請書により行うものとする。